

6 奨学金・学生生活支援について

- 1 奨学金
- 2 授業料等減免
- 3 学生の災害傷害保険
- 4 アルバイト
- 5 長岡大学同窓会(長岡悠久会)
 - (1) 長岡大学同窓会(長岡悠久会)について
 - (2) 会則
- 6 後援会
 - (1) 後援会について
 - (2) 会則

6 ● 奨学金・学生生活支援について

1 奨学金

本学が取り扱っている奨学金制度としては、日本学生支援機構の奨学金が代表的なものですが、このほかに地方公共団体や民間の奨学事業団体による奨学金があります。

(1) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金は、経済的理由により修学が困難な学生に給付・貸与される奨学金です。

[1] 奨学生の義務

- ①学業 学業が著しく不良であったり、単位が不足したりすると、警告、停止、廃止等の処置がとられます。
- ②異動手続き 休学、退学、また、改名、住所変更、学資負担者の変更等があった場合は、速やかに手続きを行ってください。
- ③返還 貸与型奨学金は返還の義務があり必ず返還しなければなりません。卒業後の返還を考慮して申し込んでください。

[2] 申請のスケジュール

- ・ 予約採用(貸与型・給付型)

高等学校で奨学金の予約採用の申込を行い、採用候補者に決定している学生は所定の期日までに進学届を提出してください。所定の手続きを行わないと奨学金の貸与は開始されません。

日程	予約採用			
	第1回	第2回	第3回	第4回(予備)
4月上旬	進学届受付開始			
	進学届提出期限			
4月下旬	奨学金振込			
		進学届提出期限		
5月上旬		奨学金振込		
5月下旬			進学届提出期限	
6月上旬			奨学金振込	
6月下旬				進学届提出期限
7月上旬				奨学金振込

・在学採用(貸与型・給付型)

入学してから奨学金を希望する場合、説明会で申請書類を受け取り、期日までに手続きを行ってください。申請者については、「人物」「学業」「家計」等の項目で総合的に審査され、基準に合致する場合は奨学生として採用されます。

説明会の日程、申込期限等は掲示板等で案内します。

	説明会 日 程	申込期間		初 回 振 込 日
		スカラネットからの 申し込み期限	マイナンバー提出 (機構受付)	
第1回	4月上旬	4月下旬	スカラネットでの申込 から1週間以内	6月上旬
第2回		5月下旬		7月上旬
第3回		6月下旬		8月上旬

[3]採用後の手続き

①在籍報告(給付型) 4月・7月・10月

※期限内に入力がない場合は、支給が「廃止」となります。

※採用年度における4月は、手続きの必要はありません。

②適格認定(貸与型・給付型共通)12月～2月

説明会で申請書類を受け取り、スカラネットPSから継続願を提出してください。適格認定では「人物」「学業」「家計」の3つの要素に基づいて、奨学金給付・貸与の継続の可否などが判断されます。

※期限内に入力がない場合は、支給が「廃止」となります。

給付型では、「家計」「学業」に関して条件により以下のような措置が取られます。

・給付型適格認定「家計」

所得要件…機構はマイナンバーを利用して、毎年7～9月に、所得状況を確認したうえで、10月からの支援区分を見直します。
資産要件…資産に関する申告(毎年春頃)を求め、基準に該当していない場合は、当年度の10月から1年間支給を停止します。

・給付型適格認定「学業」

	条 件
廃止	<ul style="list-style-type: none">・修行年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合・修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合・出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合・連続して「警告」に該当した場合
警告	<ul style="list-style-type: none">・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合・GPA(平均成績)等が下位4分の1の場合・出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合
継続	・「廃止」、「警告」以外の者

[4]緊急採用

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後

の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば支援対象となります。詳細は学生課へお問い合わせください。

[5]注意事項

- ・奨学金関係の手続きはすべて「スカラネット P S」から入力を行いますので、採用後すぐに登録をしてください。
- ・期限までに手続きを行わない場合、廃止となり奨学金の支給がストップしますのでご注意ください。
- ・貸与奨学金希望者の方は、貸与月額について十分に検討いただき、借り過ぎることがないようにご注意ください。

(2) 地方公共団体・民間団体の奨学金

地方公共団体や民間奨学団体の奨学金制度がありますが、これらの奨学金は大学を經由して募集されるものと、直接募集されるものがあります。大学を經由して募集されるものは、その都度掲示にて案内しますので、希望者は学生課にて手続きを行ってください。

2 授業料等減免

日本学生支援機構による給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて授業料・入学金が減免されます。

学校種別・給付奨学金の区分	授業料減免
第 I 区分	授業料全額免除
第 II 区分	授業料 2 / 3 免除
第 III 区分	授業料 1 / 3 免除

日本学生支援機構奨学金の給付型に採用された方が、授業料減免の対象となります。(申請方法は キャンパスガイド 6.奨学金・学生生活支援について「1 奨学金 (1) 日本学生支援機構 [2]申請のスケジュール」参照)

3 学生の災害傷害保険

文部科学省所管の財団法人日本国際教育支援協会は大学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行う保険制度を設けております。全国の大学がこの制度の運営に関わることで、学生が低廉な保険料で加入でき、充実した補償を受けられます。

(1) 学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)……入学時全員加入

本学では、入学時に一括してこの保険に加入することにしていきます。[保険料:4,660円(4カ年分)]。

この保険は、大学の正課中、大学の行事中、課外活動中の災害事故、及び通学途中の災害、傷害事故に対して補償するものです。他の自分で加入している生命保険・健康保険等の保険金や加害者等からの賠償金等とは無関係に一定の保険金が支払われます。なお、課外活動中とは次の2つの条件を満たすものをいいます。

①本学の規則に則った手続きにより大学が認定する学内学生団体であること

②事前に本学に届出である活動計画に基づく課外活動であること。
また、通学途中とは大学の授業等、大学行事または課外活動への参加目的をもって合理的な経路、及び方法により定められる‘住居と大学施設等との間’をいいます。これらに該当する災害、傷害事故等にあつたときは、できるだけ早めに学生課に届出、所定の手続きを行ってください。

(2) 学生教育研究賠償保険(略称「学研賠」)Aコース……入学時全員加入
「学研災」で、補償外のインターンシップ、ボランティア活動及びその往復のみ補償するものです。

(3) 学研災付帯学生総合保険(略称「学研災付帯学総」)……任意加入

学生が巻き込まれるトラブルや事故、災害で被害額(加害の場合の賠償額)が高額化する傾向にあるため、上記の「学研災」に加入している大学生を対象として学生生活全般に補償範囲を拡大した任意に加入する保険です。加入の手続きや案内は引き受け保険会社(取扱代理店)が行います。

4 アルバイト

大学に対し年間約200件の求人があり、学生課で紹介しています。

2階学生掲示板アルバイトコーナーと学生課のラックで紹介しています。

アルバイトは学生生活に支障のない範囲で、学生生活にふさわしいものを選択するようにしてください。学業優先、健康管理、事故防止等の観点から、次のことに注意するようにしてください。

1. 学業優先、健康管理が無理なくできる範囲で行う。
2. 労働条件を文書(雇用契約書、労働条件通知書等)で必ず確認する。
3. 学生として好ましくないアルバイトはしない。
 - ・ 22時以降に勤務が及ぶもの
 - ・ 危険で有害な業務環境のもの
 - ・ 風俗営業等に従事するもの
4. 責任を持って行う。
5. アルバイト中のケガについて
 - ・ 学生教育研究災害傷害保険は適用されないので、治療費は雇用主に相談する。
6. トラブルが起きた場合について
 - ・ すぐに学生課や労働基準監督署に相談する。

5 長岡大学同窓会(長岡悠久会)

(1) 長岡大学同窓会(長岡悠久会)について

長岡大学同窓会は4期生が中心となり、卒業後も学友が母校を慕い、母校の発展のために一翼を担おうという思いから平成20年に設立されました。

また、令和元年11月には、長岡短期大学同窓会と正式に合併し、長岡大学同窓会「長岡悠久会」として、新たなスタートを切りました。

(2) 会則

長岡大学同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、長岡大学と連携をとりつつ会員相互の親睦を図り、もって同学の発展に資することを目的とする。

第2条 本会は「長岡悠久会」と称する。

第2章 事 業

第3条 本会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会、理事会等の開催
- (2) 会報の発行
- (3) 会員名簿の管理
- (4) 長岡大学の勉学、厚生および自治的活動に対する援助
- (5) 同期会、懇親会等の開催支援
- (6) その他、特に必要と認める事項

第3章 会員及び役員

第4条 本会は次の会員を以て組織する。総会での議決権は正会員のみ有する。

- (1) 正 会 員 長岡大学卒業生、長岡短期大学卒業生
- (2) 準 会 員 長岡大学に在籍している者
なお、準会員は卒業と同時に正会員となる。
- (3) 特別会員 (イ) 長岡大学教職員
(ロ) 学校法人中越学園の役員
(ハ) その他、理事会が認めた者

第5条 本会は第3条に定める事業を遂行するために次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 一名 長岡大学学長とする。
- (2) 名誉顧問 若干名 本会の会長の職にあった者を理事会で選出する。
- (3) 参 与 若干名 本会に特別功績があった者を理事会で選出する。
- (4) 会 長 一名 正会員の中から総会で選出する。
- (5) 副 会 長 三名 正会員の中から会長が指名し、委嘱する。
- (6) 理 事 若干名 正会員の中から会長が指名し、委嘱する。
- (7) 監 事 二名 正会員の中から総会で選出する。
- (8) 事務局長 一名 会長が委嘱する。

2 必要に応じて、理事会の承認を経て、臨時の役員を置くことができる。

第6条 役員職務は以下の通りとする。

- (1) 名誉会長、名誉顧問、参与は本会の運営に関して会長の諮問に応ずる。
- (2) 会長は会務を総括し、総会、理事会を招集する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (4) 理事は理事会を構成し、総会の決議に基づき会務を執行する。
- (5) 監事は本会の業務内容および会計を監査する。
- (6) 事務局長は第13条に定める事務局事務を掌理する。

第7条 役員任期は2ヶ年とし、各役員再任は妨げない。但し、名誉会長、名誉顧問、参与、および第5条2項による臨時の役員はこの限りではない。

第4章 会 議

第8条 本会は第3条に定める事業を遂行するために次の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 理事会

第9条 定期総会は年1回開催する。臨時総会は必要に応じて会長が召集する。決議は出席正会員(委任状含む)の過半数による。可否同数のときは会長の決するところによる。

2 総会は、正会員をもって構成する。

3 特別会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

第10条 総会で審議する事項は次の通りとする。

- (1) 会長、監事の選任
- (2) 事業計画および予算、決算の承認
- (3) 会則の改廃
- (4) その他、理事会の提出した主要な事項

第11条 理事会は会長、副会長、理事、監事、事務局長をもって組織し、会長が召集する。理事会は構成員の過半数の出席によって成立し(委任状を含む)、その決議は出席者の過半数による。可否同数のときは会長の決するところによる。

- 2 特別会員は、理事会に出席し意見を述べるができる。
- 3 理事会に出席する役員の旅費については、以下の通り支給する。
なお、県外からの出席者については、別途検討する。

自宅から大学までの距離(片道)	交通費
～ 10km未満	1,000円
10km以上 ～ 20km未満	2,000円
20km以上 ～ 40km未満	3,000円
40km以上 ～ 60km未満	4,000円
60km以上 ～	5,000円

第12条 理事会で審議する事項は次の通りとする。

- (1) 細則の制定及び変更
- (2) 事業計画および予算案の編成、ならびに決算案の作成
- (3) 会員の入会承認
- (4) その他、必要な事項

第5章 事務局

第13条 本会の事務局を長岡大学内に設置する。事務局は本会の資産管理、名簿管理および配布物の郵送等の事務を行う。

第14条 本会事務局長は総会ならびに理事会に事務局の活動を報告する。

第6章 資産及び会計

第15条 本会の経費は会費、資産からの収入、寄付、その他でまかなう。

- 2 本会の支出は、第3条に定めた事業にのみ用いる。

第16条 本会の資産は安全有利な有価証券を購入するか、または確実な金融機関に保管し、これを事務局が管理する。

第17条 会員は総会で定めた会費を納めなければならない。但し、特別会員からの会費は徴収しない。

- 2 会費は入学時に納入するものとする。
- 3 会費は理由の如何を問わず返還しない。但し、準会員が退学等により学籍を離れる場合は、本人の申し出により予め納入された会費は返還する。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第7章 表彰

第19条 本会の興隆に寄与した者、又功績のあった者はこれを表彰する。

付 則 本会則は平成20年4月1日より施行する。

付 則 本会則は平成27年10月26日より施行する。

付 則 本会則は平成30年7月1日より施行する。

付 則 本会則は令和元年6月22日より施行する。

付 則 本会則は令和元年11月1日より施行する。

以上

6 後援会

(1) 後援会について

長岡大学後援会は、在学生の保護者の皆様によって組織されている団体です。長岡大学の教育充実向上のため必要な援助を行い、大学の発展に寄与することを目的としています。

(2) 会則

長岡大学後援会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、長岡大学後援会(以下「本会」という。)と称し、事務局を長岡大学(以下「大学」という。)内に置く。

(目的)

第2条 本会は、大学の教育充実向上のため必要な援助を行い、大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の勉学、厚生及び自治的活動に関する援助
- (2) 学生の体育・文化活動に関する援助
- (3) 施設設備の充実に関する協力
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学生の保護者又はこれに代わる者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し所定の会費を納入した者
- (3) 特別会員 大学の教職員である者

(会費)

第5条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 10,000円
- (2) 賛助会員 1口 10,000円とし、年額1口以上

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上4名以内
- (3) 委員 各学年2名以上
- (4) 幹事 2名

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 正会員である役員は、学生が在学している期間
- (2) 賛助会員である役員は、会費を納入している年度内
- (3) 特別会員である役員は、大学に在職している期間
- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の後であっても、後任者が選任されるまで引き続きその職務を行う。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはうち1名がその職務を代行する。
- (3) 委員は、本会の事業計画、予算、決算及びその他重要な事項等を審議する。
- (4) 幹事は、本会の事業及び会計を監査する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置き、会長が大学学長及び大学事務局長にこれに委嘱する。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、または役員会及び総会に出席し意見を述べることができる。

(総会)

第11条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 定例総会は、通常学年の始めに開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(総会審議事項)

第12条 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員の選出
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) その他会の運営に関する重要な事項

(役員会)

第13条 役員会は、会長が必要と認めたときにこれを招集し、その議長となる。

- 2 会長は、委員の2分の1以上又は幹事から役員会開催の請求があったときは、これを招集しなければならない。

(役員会の審議事項)

第14条 役員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の立案及び運営に関する事項
- (2) 予算案の作成及び執行に関する事項
- (3) 役員候補者の選任に関する事項
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

(役員会の定員数及び議決)

第15条 役員会は、役員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、代理を委任した場合は出席とみなす。

- 2 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金及び、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、大学の学年度による。

(決算及び監査)

第18条 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に次の書類を作成し、幹事に提出してその監査を受け、総会の承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支に関する決算書類
 - (3) 財産目録
- 2 幹事は、会員の5分の1以上から理由を付して監査の請求があったときは、これを行わなければならない。

(付 則)

第19条 本会の細則については、役員会の意見を聞いて会長が別に定める。

付 則

この会則は、平成2年4月10日から施行する。

付 則

この会則は、平成13年4月2日から改正施行する。

付 則

この会則は、平成14年4月8日から改正施行する。

付 則

この会則は、平成15年4月7日から施行する。

付 則

この会則は、平成30年4月3日から改正施行する。